

# 平成20年から下水道使用料が変わります

現在、旧市地域と旧町地域の下水道使用料は、異なった算定をしていることから使用料体系を統一します。さらに、事業運営に必要な収入の確保、安定的な経営などを図るために、使用料の25%引き上げを実施することになりました。

市民の皆さんには、経済的なご負担をお願いすることとなりますが、今後とも下水道事業の効率的運用とサービスの向上を図り、快適な生活環境の確保に努めますので、ご理解とご協力をお願いします。



## いつから実施になるの？

平成20年1月の検針日（定例日）後からです。ほとんどのかたは2月検針分から適用となります。2月末に納付書発行となります。なお、口座振り替えのかたは3月5日振り替えとなります。

## 統一関係と新使用料については？

各地域の施設と新使用料については次のとおりとなります。

- 旧市地域
  - ▶ 公共下水道
  - ▶ 農業集落排水施設
  - ▶ 小規模集合排水施設
- 旧町地域
  - ▶ 農業集落排水施設（農集排）
  - ▶ 簡易排水施設（簡排）
  - ▶ 特定環境保全公共下水道  
湖畔地区を除く（特環）
- ▶ 浄化槽整備事業

使用料体系を統一し、25%引き上げ

25%引き上げ

改定後の新使用料（消費税および地方消費税を含みます）

用途	排除汚水量	使用料金(円)
一般汚水	基本量 10m <sup>3</sup> まで	1,772.40
	11～30m <sup>3</sup> 1m <sup>3</sup> 当り	208.95
	31～50m <sup>3</sup> 1m <sup>3</sup> 当り	231.00
	51～150m <sup>3</sup> 1m <sup>3</sup> 当り	262.50
	151m <sup>3</sup> 以上 1m <sup>3</sup> 当り	300.30
公衆浴場	1m <sup>3</sup> 当り	43.05
温泉汚水	1m <sup>3</sup> 当り	43.05

## ひと月どのくらいの負担増になるの？

ひと月6m<sup>3</sup>、12m<sup>3</sup>、24m<sup>3</sup>、30m<sup>3</sup>のそれぞれ汚水量が発生した場合。（湖畔地区は除きます）

現行使用料の場合

排除汚水量	旧市地域(円)	旧町地域(円)	
		農集排・簡排	特環
6m <sup>3</sup>	1,417	(1人)1,575	945
12m <sup>3</sup>	1,751	(2人)2,100	1,176
24m <sup>3</sup>	3,754	(4人)3,150	2,562
30m <sup>3</sup>	4,756	(5人)3,675	3,255

改定後

改定後の新使用料 値上額(円)

排除汚水量	全地域(円)	旧町地域		
		旧市地域	農集排・簡排	特環
6m <sup>3</sup>	1,772	355	197	827
12m <sup>3</sup>	2,190	439	90	1,014
24m <sup>3</sup>	4,697	943	1,547	2,135
30m <sup>3</sup>	5,951	1,195	2,276	2,696

↑ 1人当たり毎月6m<sup>3</sup>の汚水量が発生するものとして試算したものです。

## 下水道専用メーターとはどんなもの？

下水道使用料は水道水の使用量で計算されます。農業や畜産など下水道に流さない水を多く使用している事業者は、下水道に流れる水量を量るための専用メーターを設置し、下水道使用料を支払いすることができますので、下水道専用メーターの設置をお勧めします。

ただし、このメーターの設置、維持管理費用は個人負担となります。

問い合わせ先

上下水道部 (☎ 235111 使用料関係：管理課 内線462・463 下水道メーター関係：下水道課 内線488)

特報

### 市が浄化槽を設置・維持管理します

下水道計画がない区域や近い将来下水道が整備される予定がない区域で浄化槽整備事業を実施しています。この事業は市が責任を持って浄化槽を維持管理するので、個人で委託管理（保守点検や汚泥汲み取りなど）する手間を省くことができます。浄化槽設置費用は工事費の一部負担（例5人槽：94,000円、7人槽：110,000円）のみです。維持管理費用は、上記下水道使用料と同じ使用料となります。

申し込みは、市と長期の事業契約をしたティ・エム・イー(株)が随時受け付けています。

問い合わせ先

ティ・エム・イー(株) (☎ 27018)